

矢吹町国民保護計画改訂方針

矢吹町国民保護計画とは

矢吹町国民保護計画は、町域において、武力攻撃を受ける事態や大規模テロなどの緊急に対処すべき事態が発生した場合に備えるため作成する計画です。国民の保護のための措置を行う（住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃、災害への対処などの）実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めます。町では、平成 16 年 9 月に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下、「国民保護法」という。）に基づき、平成 19 年に計画を策定しました。この間、福島県が国民保護計画を令和 5 年 4 月までに数回改訂しており、また、政府が平成 29 年 12 月に「国民の保護に関する基本指針」を変更していることなどに伴い、それらと整合を取り、最新の情報を反映するために、この度、矢吹町国民保護計画を改訂します。

矢吹町の責務及び矢吹町国民保護計画の位置づけ

1. 町の責務

町は、武力攻撃事態等において、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、その他の法令、国民の保護に関する基本指針を踏まえ、町の国民の保護に関する計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

2. 矢吹町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、矢吹町国民保護計画を改訂します。

矢吹町国民保護計画の構成

矢吹町国民保護計画は、以下の各編により構成します。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態への対処

矢吹町国民保護計画の変更概要（令和 6 年 9 月）

1. 事態対処法の改正

国民保護計画の位置づけにおける「武力攻撃事態等」に、「存立危機事態」を追加

2. 災害対策基本法の改正

- ・「災害時要援護者」を「要配慮者」に「武力攻撃災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に用語変更
- ・「避難行動要支援者名簿」の整備に伴い、避難支援に活用することを追記

3. 国民の保護に関する基本指針変更に伴う更新

- ・非常通信体制の確保に当たって、情報伝達ルート of 拡充内容を追加
- ・緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備を追加
- ・訓練の実施に、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等、武力攻撃事態等 to 実践的な訓練を追記
- ・避難施設の指定等への協力のため、施設の収容人数、構造、保有設備等を県に情報提供することを明記
- ・国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に職員を派遣することを記載
- ・大規模集客施設や旅客輸送関連施設に対して、施設管理者と連携し、施設の特性に応じ当該施設などに滞在する者等についての警報等の内容の伝達及び避難誘導等の対策を記載

4. 県国民保護計画との整合

- ・県外で武力攻撃災害が発生し、国対策本部長の避難措置の指示により、本県が避難先地域に指定された場合又は本県が当該住民の避難の経路となる地域に指定された場合に、町国民保護対策本部体制に変更することを記載
- ・交代要員等の確保に、食料・燃料等の供給手段の確保を明記
- ・原子力規制委員会との連携を図ることを追記
- ・県の区域を越える避難、NBC 兵器を用いた攻撃による特殊な武力攻撃災害及び武力攻撃原子力災害への対処などの武力攻撃事態等においても的確かつ迅速に対応できるよう、防災のために締結している相互応援協定等に基づき、広域にわたる避難の実施体制、物資、資材等の供給など救援の実施時における相互体制について、中核市、友好都市等との連携強化に努めることを記載
- ・安否情報の収集、報告に関して、安否情報システムの使用を記載。

5. 地理的社会的条件の時点更新

面積、地勢、月平均気温・降水量、人口、道路・鉄道を更新

6. 町の組織名・業務分掌等更新

組織名称の変更、武力攻撃災害の固有の業務の追加

7. 名称等の時点更新

法令、マニュアル、関係機関の名称等を更新

8. 外国人登録法の廃止等による変更

平成 24 年 7 月施行の外国人登録法の廃止、並びに改正出入国管理及び難民認定法により、外国人登録制度が廃止され、新たな在留管理制度が導入されたこと、また、同月施行の改正住民基本台帳法により、外国人住民にも住民基本台帳法が適用されたことにともない、外国人登録原票等を削除

矢吹町国民保護計画策定の概要

第Ⅰ編 総論

計画の対象や基本方針等を記載しています。また、関係機関の責務と役割や、町の地理的、社会的特徴、国民保護計画が対象とする事態についても記載しています。

Ⅰ. 基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、次の基本方針を定めています。

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 国民の権利利益の迅速な救済
- (3) 住民に対する情報提供
- (4) 関係機関相互の連携協力の確保
- (5) 住民の協力
- (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

Ⅱ. 町国民保護計画が対象とする事態

武力攻撃事態等とは、基本指針及び県計画には、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の4類型が示されており、町国民保護計画においても基本指針等と同様の事態を想定します。

武力攻撃事態	・着上陸侵攻 ・弾道ミサイル攻撃 ・ゲリラや特殊部隊による攻撃 ・航空攻撃
緊急対処事態	<攻撃対象施設等による分類> ・危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 ・多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 <攻撃手段による分類> ・多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ・破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

※Ⅰ 武力攻撃事態：我が国に対する外部からの攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

※Ⅱ 緊急対処事態武力攻撃に準する手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態

第Ⅱ編 平素からの備えや予防

武力攻撃事態などが発生した場合に、国民保護措置などを的確かつ迅速に実施するために、平素からの準備や職員の参集体制などについて記載しています。

1. 組織・体制の整備等

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図ります。

2. 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、白河地方広域市町村圏消防本部、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係機関と相互に連携確保を図ります。また、国民保護措置に関する情報の提供、警報の通知及び伝達、被災情報の収集及び報告、安否情報の収集及び整理等を行います。

第3編 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態が発生した場合における、初動体制や町対策本部、避難等の指示、救援の方法対応について記載しています。

1. 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携します。

2. 警報及び避難の指示等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容や、住民への避難の指示、通知・伝達及び避難住民の誘導について、必要な事項について記載しています。

《住民等への避難の指示の内容》

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ①要避難地域 | ②避難先地域（住民の避難の経路となる地域を含む。） |
| ③関係機関が講ずべき措置の概要 | ④避難の実施日時 ⑤主要な避難の経路 |
| ⑥避難のための交通手段 | ⑦その他避難の方法 |

3. 武力攻撃事態等への対処

町は、町の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、白河地方広域市町村圏消防本部、国及び県等の関係機関と協力して武力攻撃災害への対処に関する措置を実施します。

第4編 復旧等

町は、その管理する施設及び設備、住民等の生活に密接な関係のある施設及び設備に武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じます。

第5編 緊急処理事態への対処

緊急処理事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による武力攻撃と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態への対処は、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行います。